

初診時および時間外選定療養費の変更について

当院は、二次救急医療施設及び紹介受診重点医療機関として、入院治療が必要な重症患者さんや他の医療機関からの紹介状をお持ちの患者さんを中心に診療を行っております。しかし、受診される患者さんの中には救急受診の必要性がない軽症の患者さんも多く、本来受け入れるべき救急搬送の受け入れに支障をきたしています。

これらの状況を改善し、地域の皆様に安全で質の高い医療を提供するため、下記のとおり選定療養費の金額を変更し、救急搬送においても入院が不要な場合にはご負担いただくことといたしましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1.変更日 2025 年 10 月 1 日（水） 0 時より

2.徴収金額 9,900 円（税込）

	変更前料金(税込)	変更後料金(税込)	内容
初診時 選定療養費	7,700 円	<u>9,900</u> 円	紹介状を持参せずに当院を初診で受診される場合に、診察にかかる保険診療費のほかに別途ご負担いただく料金
時間外 選定療養費	7,700 円	<u>9,900</u> 円	救急医療体制の維持のため、緊急性の低い入院が不要な軽症の患者さんに、診察にかかる保険診療費のほかに別途ご負担いただく料金

※救急車で来院された場合でも、受診の結果、入院とならなかった場合は、9,900 円の選定療養費をお支払いいただきます。

3.備考

次に該当する場合は、上記選定療養費の対象外となります。

- ①他院からの紹介状を持参した場合(時間外においては緊急受診が必要と認められた場合に限る)
- ②受診後、そのまま入院(転院)となった場合
- ③生活保護法等による医療扶助の対象である場合
- ④特定の障害、特定の疾病などにより各種公費負担制度の受給対象者(こども医療証の方は除く)
- ⑤労働災害・公務災害、交通事故の場合
- ⑥当院で継続治療中の疾患の症状が悪化した場合
- ⑦妊娠・出産の場合
- ⑧当院の医師より指示があり、事前に予約されている場合

2025 年 9 月
相模原協同病院 病院長